

企業立地優遇制度の見直しの方向性について
(答 申)

令和7年7月29日

大阪府企業立地等投資促進審議会

企業立地優遇制度の見直しの方向性について（答申）

目 次

| | |
|----------------------------|------|
| 1. はじめに | 1 頁 |
| 2. 審議の進め方 | 1 頁 |
| 3. 成長特区税制について | 2 頁 |
| 4. 産業集積促進税制及び府内投資促進補助金について | 6 頁 |
| 5. おわりに | 8 頁 |
| 6. 大阪府企業立地等投資促進審議会 委員名簿 | 9 頁 |
| 7. 資料編 | 10 頁 |

1. はじめに

大阪府（以下「府」という。）では、成長産業特別集積区域（以下「成長特区区域」という。）への「新エネルギー」や「ライフサイエンス」といった成長産業の集積を目的とする「成長特区税制」や、産業集積促進地域（以下「産業集積地域」という。）に中小企業の集積を促進する「産業集積促進税制」、「府内投資促進補助金」などの税制優遇制度や補助制度を運用してきた。

一方、全国的に産業用地は減少傾向にあり、府が指定する成長特区区域及び産業集積地域においても集積可能な用地は極めて限定的な状況にある。また、最近の企業の投資動向を見ると、「建物や設備等の高付加価値化に向けた再投資」の動きが活発になっているが、成長特区区域及び産業集積地域以外では府の支援施策が無いことから、まちづくりの主体となる市町村の立地施策との連携が不十分であるとともに、再投資を機とした府外への企業流出につながる恐れもあり、今後、万博開催を機とした大阪の成長を持続させるためにも、企業立地優遇制度の見直しが必要となっている。

こうした点を踏まえ、府から企業立地の促進をはじめとする大阪の成長に資する企業の投資の促進に関する政策及び有効な具体的方策として、「成長特区税制」、「産業集積促進税制」及び「府内投資促進補助金」の見直しの方向性について諮問がなされたため、本審議会において審議を行った。

2. 審議の進め方

審議に当たっては、府を取り巻く企業の立地状況や投資動向等を踏まえた上で、各優遇制度の概要や運用状況、現行制度の課題等について事務局から説明聴取を行い、これに基づき審議を行った。

今回の審議対象となる企業立地優遇制度には、成長産業に関する成長特区税制と産業集積に関する税制・補助金があり、それぞれ対象地域や対象者等の規定内容が異なることから、制度ごとに現状及び課題を確認したうえで、審議会としての今後めざすべき方向性について審議することとした。

審議経過は以下のとおりである。

大阪府企業立地等投資促進審議会 審議経過

第1回（令和7年6月18日）

- 企業立地優遇制度の見直しについて
(現行制度の課題等について)

第2回（令和7年7月2日）

- 企業立地優遇制度の見直しについて
(新たな制度の方向性について)

第3回（令和7年7月29日）

- 「企業立地制度優遇の見直しの方向性について（答申案）」について

3. 成長特区税制について

(1) 現状について

成長特区税制は、平成 24 年 11 月に関西イノベーション国際戦略総合特区に指定された区域を成長特区区域とし、「新エネルギー分野」と「ライフサイエンス分野」に係る成長産業を集積すべく制度を創設。その後、平成 28 年に制度を一部改正し、府独自で成長特区区域の指定を行える要件を規定するとともに、支援対象とする技術として、新エネルギー分野に水素技術を、ライフサイエンス分野に健康関連の技術を追加した。

制度創設以降、25 社の成長産業事業計画を認定（うち 5 件認定取消、1 件事業廃止）し、約 9 億 5 千万円の税の軽減措置を講じたところ。

成長産業として集積した企業による投資額（予定を含む）は 1,000 億円を超えるとともに、約 650 人の新規雇用（予定を含む）が生み出されている。また、現時点の成長特区区域における分譲可能用地は約 1.6ha を残すのみとなっており、成長産業の集積が図られたものと考えられる。（資料編 1 11 頁参照）

(2) 課題について

成長特区税制における課題として、大きく 2 点考えられる。

① 支援対象分野について

現行制度では、支援対象分野を「新エネルギー分野」と「ライフサイエンス分野」に限定している。

一方、生産年齢人口の減少による人手不足への対策や、国際調達に欠かせない脱炭素やサーキュラーエコノミーといった環境配慮型への生産構造の転換、働きやすい環境を整えるためのウェルビーイングの追求など、さまざまな社会課題がある中、その解決には、多岐にわたる分野において、新たなイノベーションの加速が必要となる。

その中で、新たなイノベーションを生み出すものとして、例えば、人手不足対策には生成 AI の活用などが考えられ、新たな成長分野としての可能性が大いに期待されているが、現行制度ではこうした新たな成長分野への投資を支援できない点が課題として挙げられる。

② 成長特区区域について

既存の成長特区区域では、新たに立地できる用地が極めて限局的であり、事業拡充に向かた、立地・投資を検討しても成長特区区域内では、ほぼ実現の可能性が無い状況にある。このため、対象となる企業は区域外で対応せざるを得ず、こうした事象は、産業集積の流れを阻害するだけでなく、企業の府外流出につながる懸念されるところである。

また、従来の産業集積は、特定の地域に限定し局地的な集積を図ることが多かったが、現在のサプライチェーンやビジネスエコシステムを見ると、ある程度の広域的な産業集積が見られるところ。特に、大阪府内はスムーズに移動が可能であることから、府内での立地であれば既存の成長特区区域における中核となる研究機関等とのつながりは十分確保できるものと考える。

(3) 制度見直しにおいてめざすべき方向性について

事務局からの説明を踏まえ、審議会として成長特区税制の見直しにおいてめざすべき方向性を以下のとおりと考える。

① 支援対象分野を追加すべきである

科学技術・イノベーションは、国力の源泉であり、経済成長を加速させ、社会課題を解決する原動力であり、国では「第6期科学技術・イノベーション基本計画（令和3年3月26日閣議決定）」の実行計画として「統合イノベーション戦略」（以下「国戦略」という。）を策定し、先端科学技術のうち、戦略的に推進する分野を重要分野と位置付け、基盤技術分野と応用分野に分け示されている。

また、国戦略では、国内における人手不足の深刻化に伴い、AI・ロボティクスによる自動化・省力化を通じた生産性向上への対応が急務となっていることなどを踏まえ、科学技術・イノベーションが果たす役割が一層重要とされている。大阪府でも、生産年齢人口は1995年をピーク（642万人）に減少し、2035年には500万人を下回る予測が示されている。このような状況のなかで、大阪・関西万博後の成長をめざす大阪府としても生産性の向上は急務であり、科学技術の力で産業のイノベーションを創出することは不可欠であることから、成長特区税制における成長分野の拡充にあたっては、国戦略が掲げる重要分野を基本にすべきである。

◆統合イノベーション戦略 2025

基盤技術分野：AI技術、バイオテクノロジー、量子技術、マテリアル、
フュージョンエネルギー

応用分野：環境エネルギー、安全・安心、健康・医療、宇宙、海洋、
農林水産業、デジタル社会・インフラ

その他、国は不安定化する世界情勢の中で、「経済安全保障」という概念のもと、平和と安全、経済的な繁栄等の国益を経済上の措置を通じて確保することとしており、特に国内で安定的な供給を図ることを目的に特定重要物資の指定を行っている。

大阪府としても、こうした国の取組みに準拠した施策を講じるべきである。

◆経済安全保障推進法で指定される特定重要物資

半導体（半導体素子及び集積回路）、先端電子部品（コンデンサー及びろ波器）、クラウドプログラム（高度な電子計算機）、抗菌性物質製剤、肥料、永久磁石、工作機械及び産業用ロボット、航空機の部品、蓄電池、可燃性天然ガス、金属鉱産物、船舶の部品

以上を踏まえます、改めて国戦略の重要分野を見ると、応用分野の中には、現行制度で支援対象としているライフサイエンスの取組に通じる「健康・医療」や、新エネルギーに留まらず、温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させるカーボンニュートラルに資する取組として「環境エネルギー」が掲げられているところ。

また、これからの大坂の成長を支えるとともに、イノベーションを創出する源泉となるスタートアップでも、ライフサイエンスの取組が進んでいるとともに、カーボンニュートラルの取組が活発化している。（資料編2 11頁参照）

民間で実用化が進められている技術としても、e-メタンやペロブスカイト太陽電池といった新エネルギー分野における取組が挙げられる一方で、放射冷却素材やCO₂の削減に寄与するCO₂吸収コンクリートなどといった、カーボンニュートラルに資する技術についても産業化の可能性が期待されている。

支援対象分野の検討に当たっては、これまでの支援の流れを踏まえる必要があるため、現行制度における対象分野を基本としつつ、追加拡充すべき分野を検討すべきと考える。このため、「ライフサイエンス分野」については、引き続き支援を継続するとともに、「新エネルギー分野」については、「カーボンニュートラル分野」に支援の幅を広げることが適当と考える。

また、国戦略の「基盤技術分野」や、スタートアップでも取り組まれている「ものづくり/素材分野」（資料編2 11頁参照）は、国戦略の応用分野に含まれる宇宙分野や、ウェルビーイングな働き方や人手不足対策にもつながるロボット産業、万博でも披露されている先端モビリティなど、今後の広がりが期待できる様々な産業の基盤となる分野であり、こうした新たな産業の育成・定着に加え、地域の既存産業の裾野の広がりや、波及などが期待できるとともに、クライメートテックへの貢献も考えられる。

このため、基盤技術のうち、革新的な製品等に関する研究開発・製造や、従来の性能を飛躍的に向上させる製品等に関する研究開発・製造といった「イノベーションの創出に資する先端的な基盤技術分野」についても支援対象とすべきである。

なお、先端的な基盤技術の範囲は広いため、支援範囲については、国戦略の「基盤技術分野」や経済安全保障推進法で指定されている特定重要物資を参考にすることが適当である。その中でも、企業が立地場所を検討する上で、専門人材とのマッチングが期待できるか、共同研究先の候補となる大学や研究機関が存在するか、協業できる関連企業が存在するかといった点は重要な要素になるとを考えられる。このため、在阪大学などにおいて先端的な研究が進められている基盤技術や、企業が大阪に製造拠点を有している基盤技術などといった、大阪の強みを活かせる基盤技術を支援すべきである。これに加えて、多様な産業の集積につなげるため、多くの分野において活用が期待できる基盤技術も支援すべきである。

具体的には、府内において大型投資が進んでいるとともに人手不足対策としても注目されている「AI技術」、在阪大学において人材育成や実用化に向けた研究が進められている「量子技術」が挙げられる。（基盤技術分野のうち、バイオテクノロジーはライフサイエンス分野及びカーボンニュートラル分野での対応が考えられる。またフュージョンエネルギーはカーボンニュートラル分野での対応が考えられる。）

その他、経済安全保障推進法において特定重要物資に指定される項目のうち、カーボンニュートラル分野やライフサイエンス分野に加え、鉱物やエネルギーの他、特定分野に特化した技術を除き、多様な先端産業の基盤になるとともに、在阪企業が製造拠点を有しているなど大阪の強みを活かせる技術として「半導体（半導体素子及び集積回路）」や「先端電子部品（コンデンサー及びろ波器）」に加え、さまざまな分野の技術革新や新

製品開発を支える「センサ」といった「産業用電子機器」を支援対象とすべきである。

(資料編3 12頁～19頁参照)

以上をまとめると、ライフサイエンス分野については、引き続き支援を継続し、新エネルギー分野については、カーボンニュートラル分野に拡充すべきである。また新たな支援対象として、イノベーションの創出に資する先端的な基盤技術分野〔AI技術、量子技術、産業用電子機器〔半導体（半導体素子及び集積回路）・先端電子部品（コンデンサー及びろ波器）・センサ〕〕を追加すべきである。

② 成長特区区域の指定要件について見直しを行うべきである

成長特区区域内で研究・開発された先端技術を実際に商品化する際は、ものづくり企業との連携が不可欠となる。一方、成長特区区域の産業用地が限られるため、こうした連携企業は区域外で立地・投資をせざるを得ず、成長特区として今後の広がりが期待できない。

例えば、既存の成長特区区域の一つである、未来医療国際拠点区域（中之島）で取り組まれている再生医療では、大量に細胞培養が必要になった際に対応可能な設備がないため、周辺のものづくり産業と連携するなど、新しい産業領域を構築することが考えられることからも、ネットワーク型で産業集積を進めることも必要と考える。具体的には、現行制度では面的支援（立地場所に着目した集積）に限定しているが、昨今の通信インフラの発達により、企業間でのコミュニケーション手段が多様化している点を踏まえると、今後はネットワーク的な動き（企業間の事業関連性に着目した集積）も支援していくべきと考える。

このため、成長特区区域における取組と密接な関わりがある府内投資についても支援できるよう成長特区区域の指定要件を見直すべきであり、こうした見直しは、地元市町村との十分な連携を前提としつつも、今後活用可能となる産業用地（彩都東部など）において、効果が期待できるのではないかと考える。

また、現行制度では成長特区区域の指定要件の一つとして、中核となる研究開発等の機関の存在を規定しており、これまでに実施された成長特区区域の追加では、ライフサイエンスに関する国や民間の研究機関をもって指定されたところ。

一方、堺市のベイエリアではデータセンターの整備が予定されているが、こうした施設を拠点に今後、光電融合による光技術の集積につながる可能性が考えられるとともに、他県では、企業の大型投資が地域経済を大きくけん引するような事例も生じており、こうした点を踏まえると、企業が地域の中核となりうる場合もあり得ると考える。既存の成長特区区域に残された産業用地が限的な中、さらなる成長産業の集積には、新たな成長特区区域の指定が必要と考えるが、中核となる研究開発等の機関の要件について、現状に即した柔軟な運用を求める。

4. 産業集積促進税制及び府内投資促進補助金について

(1) 現状について

両制度は、府内企業の転出超過の状況が続く中、住工混在の解消による環境改善に着目し、既存工業集積地の維持・発展に向け、企業の府外流出に歯止めをかけるとともに、地域経済の活性化や雇用の確保を図るため、まちづくりの主体である市町村と連携し、産業集積を促進することを目的として設けられた。

両制度とも、市町村長の申出により知事が指定する産業集積地域を優遇制度の対象とするとともに、中小企業に限定した支援策として実施されている。

産業集積地域は令和7年6月末時点で18市町86地域あり、同地域内において過去10年間で税制は延べ175件、補助金は79件の実績があるほか、市町村へのアンケートにおいても企業集積が促進・維持できているとの回答を得るなど、同地域内での産業集積が促進されたものと考えられる。（資料編4 19頁参照）

(2) 課題について

両制度の課題として、大きく3点考えられる。

① 地域要件について

これまでの取組によって、産業集積地域内における工場の集積が促進された一方、地区計画の策定を求めている準工業地域については、既に住工混在の状況があるなどで計画策定のハードルが高いこともあり、市町村長からの地域指定の申出が限定的な状況にある。産業集積の維持・促進のためには、府の支援を合わせて活用することが有効であるにもかかわらず、産業集積地域を有している18市町のうち、産業集積地域と市町の優遇制度対象地域が合致しているのは1市のみであり、他の17市町は、準工業地域を優遇制度の対象としているものの、地区計画の策定を要件としている産業集積地域の対象にはならず、市町村が独自に講じている企業立地の優遇措置でしか投資を支援できていない地域が多く存在している。（資料編5（1）20頁参照）さらに、産業集積地域を有していない10市町が独自に優遇措置を講じている。

こうした状況から、府全体の市街化区域における工業専用地域、工業地域及び準工業地域に占める産業集積地域の指定割合は、工業専用地域及び工業地域の約50%に対し、準工業地域は約1%に留まっており（資料編5（2）20頁参照）、現行制度において準工業地域における産業集積の維持・促進に課題があると考えられる。

また、地域の特性を活かした付加価値の高い事業を促進し、地域の成長発展を支援する地域未来投資促進法の目的に基づき、府内市町村において、同法によるインセンティブを活用し、地域経済をけん引する企業の立地を促進しようとする動きが見られるが、こうした地域も現行制度においては府の支援対象となっておらず、市町村のまちづくり施策やニーズに十分対応できないケースが生じている。

② 対象企業について

現行制度では中小企業のみを対象としている。一方、令和6年9月に施行された改正産業競争力強化法において、常用雇用者数2,000人以下の中小企業を除く会社及び個人が中堅企業として新たに定義づけされた。国の資料にも挙げられているが、中堅企業は

我が国に約9千者存在し、企業数では全体の約0.3%に過ぎないものの、雇用者数では全体の約11%、売上高では全体の約20%と、日本経済全体において一定の割合を占めており、経営の高度化や商圏の拡大・事業の多角化といったビジネスの発展が見られる段階の企業群として、成長型経済への移行を牽引するポテンシャルを有しており、

地域経済の牽引役として期待されている。また、府が令和6年度に府内の中堅企業を対象に行った調査においても、全体の7割以上が売上高100億円を超えており（資料編6（1）（2）21頁参照）、多くの取引関係を有していることに加え、人材育成や技術指導などの経営支援を行うケースもみられるとの状況が明らかとなっている。しかしながら、現行制度はこのように府経済の中でも重要な立ち位置を占めている中堅企業が制度の対象外となっている。

③ 府内投資促進補助金における雇用要件について

府内投資促進補助金は、補助金申請の時点と操業時点で府内常用雇用者の総数が減少しないことを要件としているが、現在、多くの企業は深刻な人手不足や生産性向上に向けた設備投資によって、自動化・省力化を進めていくことが避けられない状況にある。

制度を設けた頃とは企業を取り巻く経営環境も大きく変化しており、企業の事情によっては、現行の雇用要件が厳しく、再投資により地域で頑張ろうとする企業が制度を利用できない恐れがある。

（3）制度見直しにおいてめざすべき方向性について

事務局からの説明を踏まえ、審議会として両制度の見直しにおいてめざすべき方向性は以下のとおりと考える。

① 産業集積地域の指定要件の見直しを行うべきである

産業集積地域と市町村の優遇制度の対象地域との整合状況を踏まえると、地区計画の策定を要件としている準工業地域については、まちづくりの主体として産業集積の維持・促進を図ろうとする市町村との連携を一層深化させ、府として効果的に産業集積を図っていくため、集積促進の指定要件を見直すべきである。

また、市町村が地域未来投資促進法に基づき企業立地を促進する区域（市街化調整区域及び農地）についても、府として連携して支援できるように産業集積地域の指定を可能とすべきである。

② 対象に中堅企業を追加すべきである

府調査の結果などを踏まえると、地域経済を牽引する中堅企業の存在・役割は大きいものと考えられる。現在指定している産業集積地域内においても、既に一定数の中堅企業の工場が存在し、その大半が府内中小企業から調達を行っている。また、立地先の選定理由について、「交通アクセス」や「用地面積」等に次いで「取引先の近接性」が重視されており（資料編6（3）21頁参照）、こうした状況を踏まえれば、中堅企業のサ

プライチェーンに連なる府内ものづくり中小企業の振興につなげるため、制度の対象に中堅企業を追加し、支援を行うべきである。

なお、制度の見直しに当たっては、中堅企業を対象に追加することで、中小企業への支援にマイナスの影響が生じないよう、支援に必要となる予算の確保等について留意する必要がある。

③ 府内投資促進補助金における雇用要件について柔軟な取り扱いを検討すべきである

府内投資促進補助金は、補助金申請の時点と操業時点で府内常用雇用者の総数が減少しないことを要件としているが、近年、多くの企業が人材不足への対応を含め、生産性向上による経営力強化のため、自動化・省力化に取り組むことが不可避な状況にあり、雇用の確保を補助金交付の要件とすることが難しくなりつつある。

しかし、産業集積の優遇施策を行う目的として雇用の確保は無視できないものであるとともに、現在規定している雇用要件を除外することが、雇用の減少を行政として容認するようなメッセージとして受け取られることのないよう配慮する必要がある。そのため、現状の雇用に関する要件は維持しつつ、自動化・省力化や人手不足の状況を踏まえた柔軟な取扱いについて検討すべきである。

なお、要件化は求めないが、今日的課題とされる人材確保・育成に資する、働き続けられる職場環境づくりについて、その取組状況を確認することも重要であるということを申し添える。

5. おわりに

企業立地優遇制度を通じた産業集積は、大阪がこれからも持続可能な成長を続けるためには、重要な要素の一つと言えるものであり、今回、成長産業のさらなる集積に向けた「成長特区税制」や、中小・中堅企業の集積に向けた「産業集積促進税制」、「府内投資促進補助金」について答申を行ったところ。

一方、企業の投資動向や支援が必要となる分野は、急速な技術革新に加え、経済安全保障の観点から、日々変化するものと考えられるため、現状に即した支援に向け、今後も必要に応じ、適宜、見直しについて検討されたい。

また、本審議会の議論において、企業立地施策の効果的な運用には、まちづくりの主体となる市町村との連携が不可欠であることが確認された。このため、新たな企業立地優遇制度の運用にあたっては、市町村との連携についても十分意識して取組を進めてもらいたい。

大阪府企業立地等投資促進審議会 委員名簿

| 氏 名 | 職 名 |
|---------------------|-----------------------------------|
| あずま　ひろのぶ 東 博暢 | 株式会社日本総合研究所リサーチ・コンサルティング部門 プリンシパル |
| すがわ　あいこ 須賀 亜衣子 | ルートエフ・データム株式会社 エグゼクティブ・フェロー |
| すずき　ようたろう 鈴木 洋太郎 | 大阪公立大学大学院経営学研究科 教授 |
| はまだ　たけし 濱田 剛史 | 大阪府市長会 会長 |
| ふじた　のりこ 藤田 法子 | 大阪商工会議所 地域振興部 部長 |
| ふじはら　としじ 藤原 敏司 | 大阪府町村長会 会長 |
| やました　さやか 山下 紗矢佳 | 武庫川女子大学経営学部経営学科 准教授 |

(五十音順・敬称略)

企業立地優遇制度の見直しの方向性について
【資料編】

1. 成長特区区域の指定状況

制度創設以降、25社の成長産業事業計画を認定（うち5件認定取消、1件事業廃止）。現時点の成長特区区域における分譲可能用地は約1.6haを残すのみとなっている。

(単位 : ha、件)

| 成長特区区域 | 区域指定時の面積 | 現状の分譲可能面積 | 認定件数 |
|--------------------------|----------|-----------|------|
| 彩都西部地区 | 95.9 | 無し | 6 |
| 大阪大学吹田キャンパス、国立循環器病研究センター | 107.8 | 無し | 2 |
| 大阪駅周辺（うめきた等） | 84.6 | 無し | 4 |
| 夢洲・咲洲・阪神港 | 1,165.8 | 無し | 6 |
| 大阪公立大学なかもずキャンパス | — | 無し | — |
| 京都大学複合原子力科学研究所 | 32 | 無し | — |
| 関西国際空港 | 111.8 | 無し | 1 |
| 北大阪健康医療都市（健都）区域 | 8.4 | 1.6 | 3 |
| 未来医療国際拠点区域（中之島） | 0.86 | 無し | 3 |
| 計 | 1,607.16 | 1.6 | 25 |

2. スタートアップの取組

スタートアップの取組を見ると、ライフサイエンス、カーボンニュートラル、ものづくり/素材分野の取組が活発化している。

J-Startup KANSAI の選定企業の取組 ※J-Startup KANSAI：国が認定するスタートアップ機関

| | 現行制度で支援対象となる可能性 | | |
|-------------------|-----------------|-------------|-------------|
| 医工/バイオ/ヘルスケア（26件） | 24件 (ライフ) | 1件 (対象外) | 1件 (要検証) |
| 環境/エネルギー（16件） | 6件 (新エネ) | 7件 (CN) | 3件 (要検証) |
| ものづくり/素材（13件） | 4件 (新エネ) | 7件 (対象外) | 2件 (要検証) |

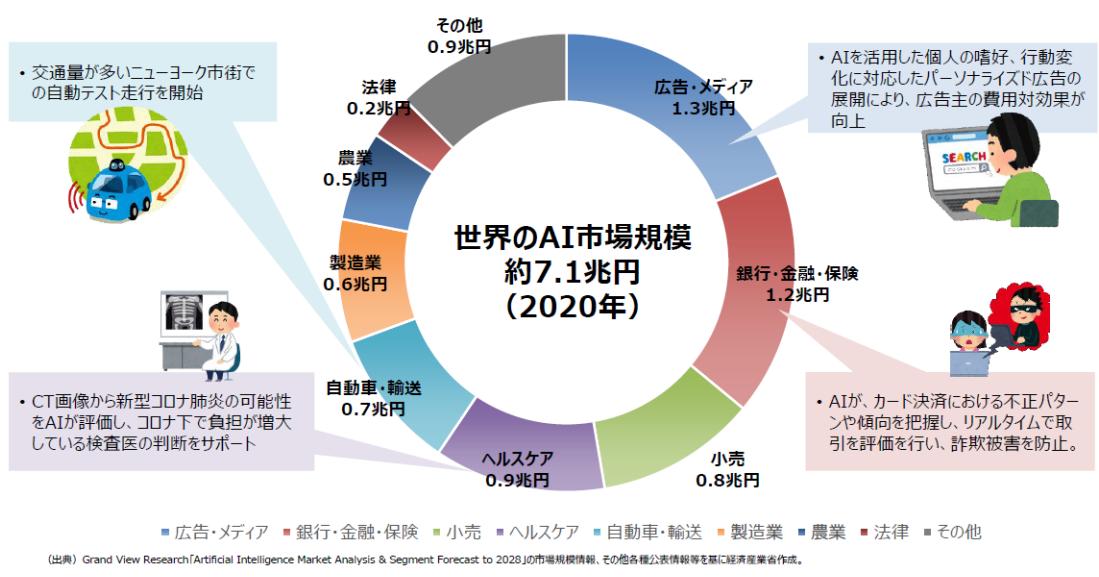
【J-Startup KANSAI の HP をもとに府作成】

3. イノベーションの創出に資する先端的な基盤技術の可能性

(1) AI技術

①AI技術の活用領域の広がり

- Artificial Intelligence (AI) は、「知的とされる機能を実現しているシステム（AI戦略2021）」とされ、デジタル化する社会においてデータ利活用を高度化する基盤技術
- あらゆる産業のデジタル化に伴い、製造・医療・小売等の幅広い領域で活用が進展。



(出典) 第4回産業構造審議会 経済産業政策新機軸部会 (経済産業省)

事務局説明資料 (イノベーションの創出に向けた先端基盤技術 (量子・AI) 戦略について)

②在阪大学の主な取組

大阪大学 : 大阪大学産業科学研究所を構成する3研究部門（※）と産業科学ナノテクノロジーセンターにそれぞれ対応したAI導入研究分野とビッグデータファクトリーからなる産業科学AIセンターを設置
(2019年4月)

※第1研究部門（情報・量子科学系）、
第2研究部門（材料・ビーム科学系）、
第3研究部門（生体・分子科学系）

大阪公立大学：健康科学イノベーションセンター 人工知能部門において、医療とAIの両方を深く理解できる人材を育成しつつ、研究を実施
また、ドイツ人工知能研究センター（DFKI）と連携協定を締結し、
ドイツ国外初となる DFKI Lab を大阪公立大学内に開設
※DFKI 内にも大阪公立大学の拠点を開設

関西大学、大阪工業大学、追手門学院大学等でもAI人材の育成に向けた取組を実施

(出典) 各大学のHPより抜粋

③AI技術の市場規模

- 世界のAI市場規模（売上高）は、2024年には1,840億ドル、2030年には8,267億ドルまで拡大すると予測されている。

- ・日本のAIシステム市場規模（支出額）は、2024年に1兆3,412億円（前年比56.5%増）となっており、今後も成長を続け、2029年には4兆1,873億円まで拡大すると予測されている。

（出典）令和7年度版情報通信白書（総務省）

（2）量子技術

①量子技術の確立に向けた国の動き（めざす姿）

- ・国では、量子技術イノベーション戦略、量子未来社会ビジョン及び量子未来産業創出戦略を策定し、2030年に向けた目標を設置。



（出典）量子未来産業創出戦略概要（内閣府）

（参考）未来社会における量子技術の重要性

- ✓ 量子技術はこれまでになく超高速な計算、量子性を活用して可能にする次世代の産業基盤
- ✓ 次に産業革命を起こしうる技術として、その発展と産業化は人類の進歩と繁栄に不可欠なもの



出展：内閣府「量子未来社会ビジョン」概要

Designed by macrovector / Freepik

（出典）量子エコシステム構築に向けた推進方策概要 量子技術イノベーション会議（R7.5.30）（内閣府）

②在阪大学の主な取組

【大阪大学：量子生命研究センター】

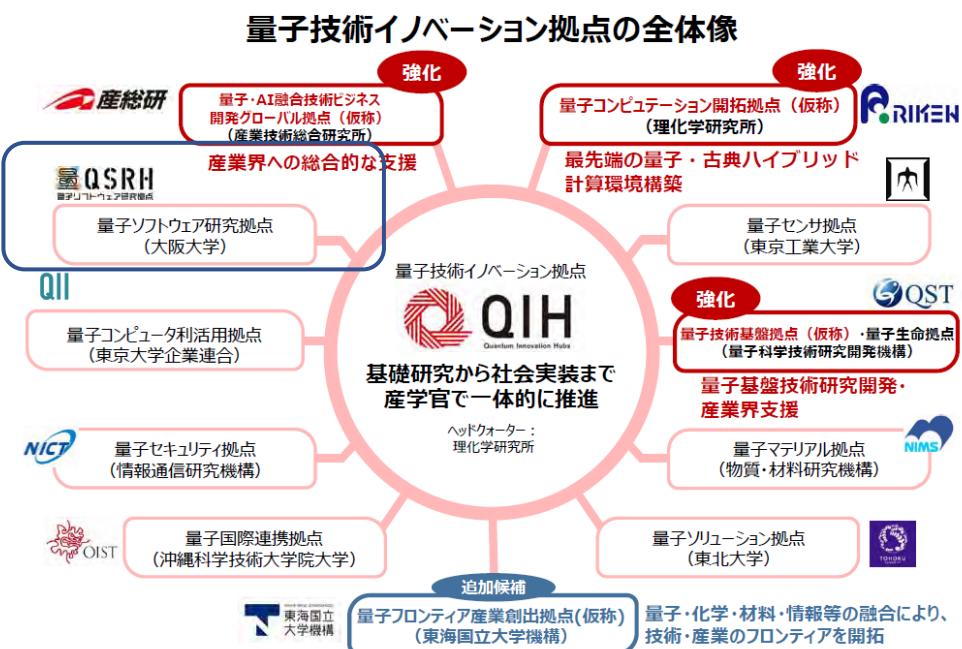
- ・大阪大学では、2018年に量子情報・量子生命研究部門を設置。その後、量子情報・量子生命研究センターに発展的改組（2021年4月）
- ・同センターでは、量子コンピューティング、量子情報デバイス、量子通信・セキュリティ、量子計測・センシング、量子生命科学、量子情報融合の6つの研究グループを構成し、それぞれの分野の研究を発展させるとともに、学際融合研究を推進。また、国際的な量子イノベーション拠点として、海外の研究拠点との交流の推進や人材育成、社会実装に取り組んでいる。

【量子ソフトウェア研究拠点（QSRH）】※大阪大学：量子生命研究センター内に設置

- ・「量子ソフトウェアによる社会課題解決基盤の確立」を目標に、機械学習、数理データ科学、金融、材料、化学、物性、科学フロンティアなどのアプリケーション開発とユースケース探索・人材育成により「量子ソフトウェアの社会実装と普及」を推進。
- ・量子ミドルウェアと量子・古典ハイブリッドクラウド環境を開発して、内外の量子コンピュータ実機と高速シミュレータをシームレスに用いることのできる自立的な開発環境「量子ソフトウェア開発プラットフォームの構築」を行っている。

（出典）各機関のHPより抜粋

（参考）国における量子技術イノベーション拠点の全体像とQSRHの位置づけ



（出典）量子未来産業創出戦略 概要（内閣府）

③量子技術の市場規模

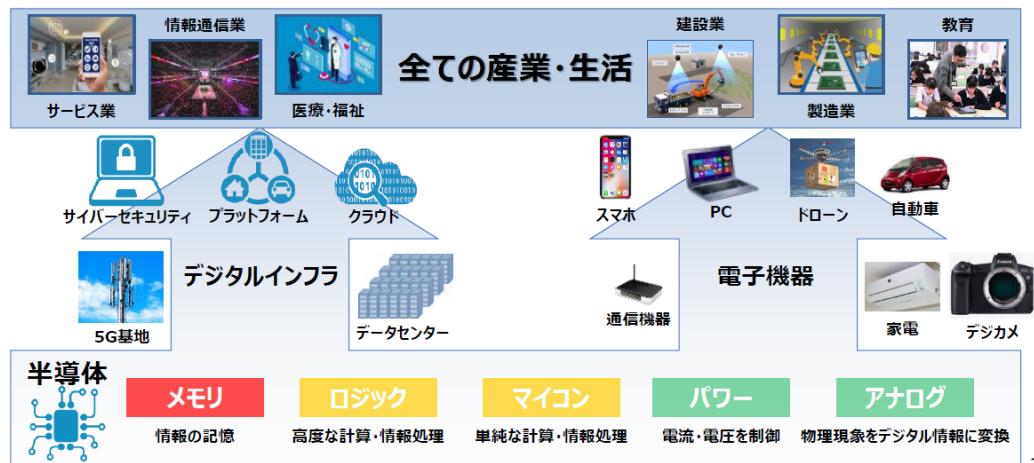
- ・2040年の量子コンピュータ関連の世界市場規模は、ハードウェアで10兆円から19兆円、ソフトウェアで40兆円から75兆円の規模と予測されている。

（出典）量子未来社会ビジョン（内閣府）

(3) 産業用電子機器（半導体関連）

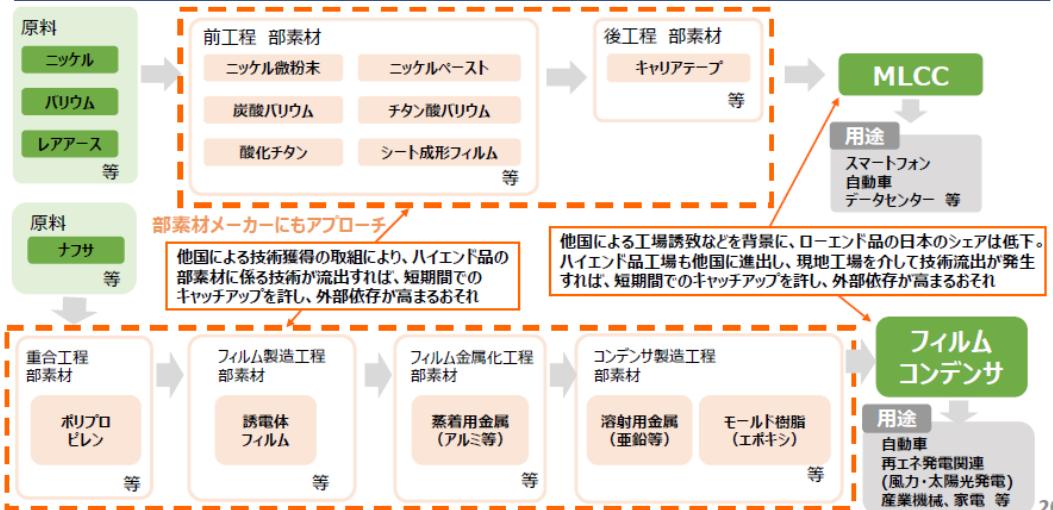
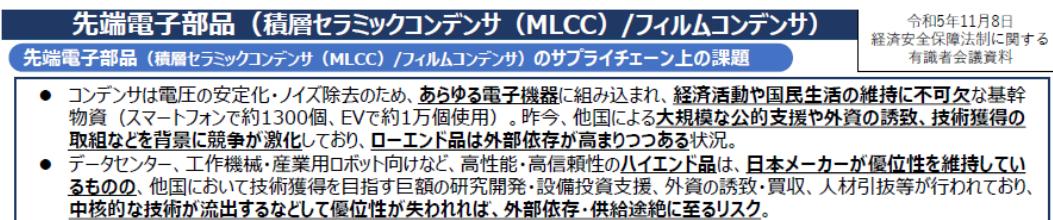
①半導体の重要性（経済安全保障推進法に基づく特定重要物資に指定）

- 半導体は、スマホ、センサー、自動車、家電など、あらゆる電子機器を動かす必需品。加えて、デジタル化を支えるコンピューティング基盤の基幹品であり、ソフトウェアの駆動を支えている。
- DX、デジタル化には、ハードウェアとソフトウェアの双方が不可欠であり、半導体はその双方を支える基盤。
- IT企業、製造業だけでなく、サービス業、農業なども含め、全ての産業・生活においてDX、デジタル化が必須となっていることを踏まえると、グリーン成長や、地方創生、少子高齢化などの課題は、デジタル化無しには、解決出来ない。



(出典) 半導体施策について（経済産業省）

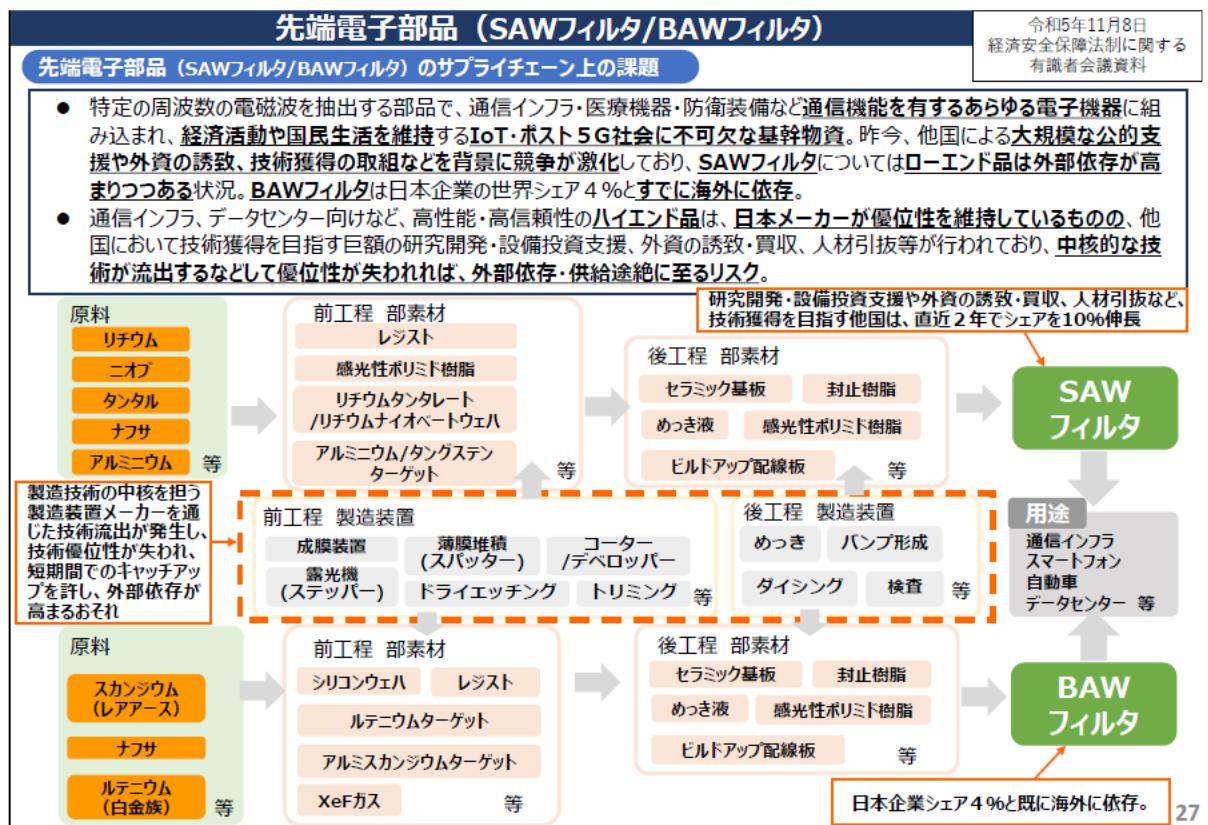
②コンデンサーの重要性（経済安全保障推進法に基づく特定重要物資に指定）



(出典) 経済安全保障推進法に基づく重要物資の安定的な供給の確保に向けた

各特定重要物資に関するサプライチェーンの分析と取組内容（内閣府）

③ろ波器の重要性（経済安全保障推進法に基づく特定重要物資に指定）



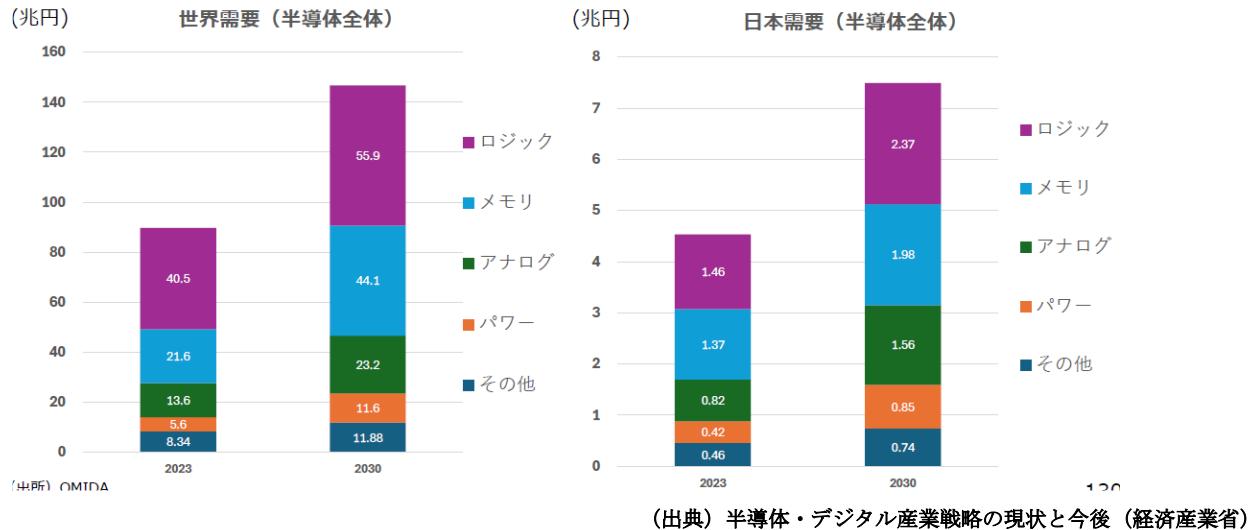
(出典) 経済安全保障推進法に基づく重要物資の安定的な供給の確保に向けた各特定重要物資に関するサプライチェーンの分析と取組内容（内閣府）

④在阪企業の取組

- 大手半導体製造企業が、半導体の設計を行う拠点として日本国内に2か所設置している半導体デザインセンターの一つが大阪に立地
- 半導体の試験装置の開発・製造や、設計段階から量産後まで品質評価を行う企業も存在
- 電子部品業界の中でも、コンデンサーに特化した製品を展開し、国内外の需要に応える企業が大阪に複数存在
- グローバルな規模でSAW、BAWフィルタの開発製造を行っている企業の製造拠点が大阪に存在

⑤半導体の市場規模

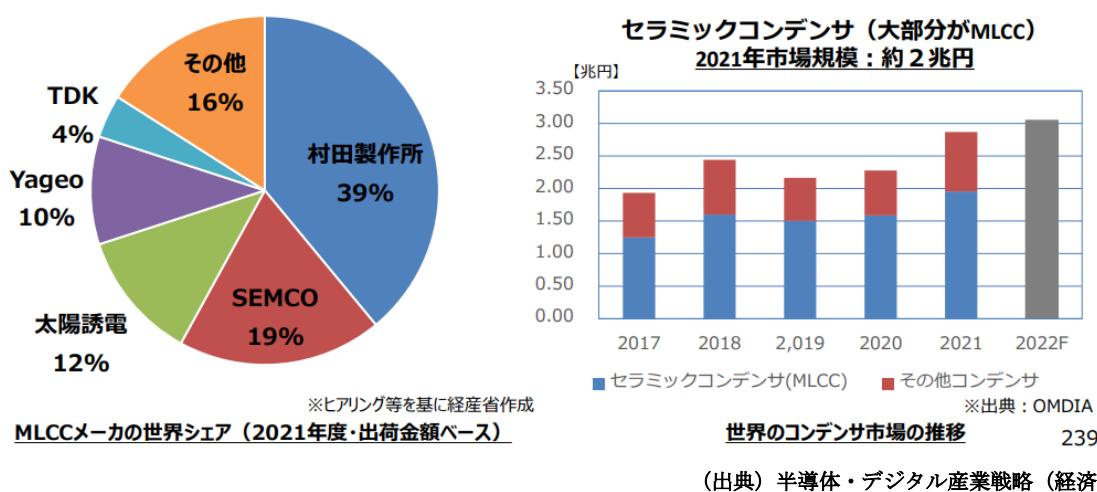
- 半導体市場は、今後も右肩上がりで成長。特に、スマホ・PC・DC・5Gインフラに用いられる、ロジックとメモリが大きく牽引。更に、生成AIも含め、5G・ポスト5Gインフラの基盤の上に、エッジコンピューティング・アプリケーション・デバイス（自動運転、FA等）での新たな半導体需要の成長が見込まれる。
- 一方で、自動車・医療機器等、幅広い産業を下支えするレガシー半導体（パワー・アナログ・イメージセンサ等）の需要も引き続き拡大していく見込み。



⑥コンデンサーの市場規模

積層セラミックコンデンサ（MLCC）の現状および今後の方向性

- 積層セラミックコンデンサ（MLCC）は、スマートフォンやコンピュータをはじめ、家電やEVに広く使用されている重要部品であり、日本企業が高い競争力を有する産業政策上、重要な分野。
- 他コンデンサに比して高い成長率が続いている、市場は拡大傾向。特に今後成長が見込まれるEV・自動運転、5G化等向けの需要増加が続いている、2021年時点の市場規模は約2兆円。
- 我が国が自律性・不可欠性を有する機器であり、安全保障の観点でも重要性が高い。その特性上、他国も製造基盤の確保に取り組んでおり、例えば、中国では「外商投資奨励産業目録2022年版」において外国資本による投資奨励対象として定めている。こうした諸外国の動きも睨みながら、現在の地位に甘んじることなく、競争力強化と技術流出防止に取り組んでいく必要がある。



⑦ろ波器の可能性

経済産業省：先端電子部品に係る安定供給確保を図るための取組方針（抜粋）

○ SAW (弹性表面波) フィルタ

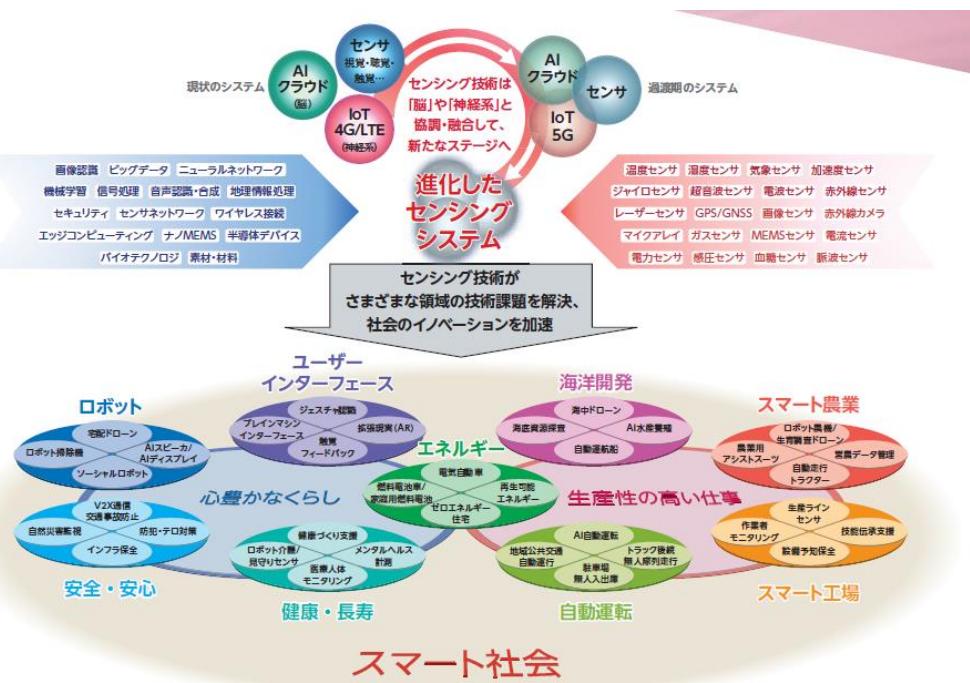
SAWフィルタは、主に3GHz以下の帯域で用いられる高周波フィルタであり、5G通信や無線LANを始めとした通信を行う様々な機器で用いられる。3GHz以下には、障害物があっても回折して電波が届きやすいため重宝されているプラチナバンド（700MHz～900MHzの周波数帯域を中心とした電波帯域）も含まれており、今後の通信量の拡大に伴って、需要は少しづつ拡大していく見込みである。

○ BAW (バルク弾性波) フィルタ

BAWフィルタは、主に3GHz以上の帯域で用いられる高周波フィルタであり、SAWフィルタと同様に、5G通信や無線LANを始めとした様々な通信機器で用いられる。今後の通信は既存の帯域よりも、高周波方向に使用帯域が拡大するため、当該帯域の周波数をピンポイントで抽出するBAWフィルタの市場は激増していく見込みである。

（4）産業用電子機器（センサ）

①センサの活用領域



(出典) センシング技術の普及とこれからの社会

一般社団法人次世代センサ協議会

②大阪の強み

- 新たに生み出す商品の約7割が「世界初」「業界初」である企業の本社が大阪に存在

③センサの市場規模

- センサ市場は増加傾向あり、**2030年で約12兆円**が見込まれる。
- 特に、**IoT用センサ**がIoT市場に牽引され**大きく伸びると**予測
- **IoT/CPS市場全体***では、**2030年度で約400兆円**の見込み
- センサの**日本シェアは37%（2017）**と極めて高い

*システム（ハードウェア）からソフトウェアの販売ビジネス、データを活用したサービス、ソリューションビジネス



出所 : TSC Foresight Vol. 102 (NEDO)

(出典) IoT 社会実現のための革新的センシング技術開発（中間評価）

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

4. 産業集積促進税制・府内投資促進補助金の実績（H27～R6）

産業集積地域内において過去10年間で税制は延べ175件、補助金は79件の実績があるなど、同地域内での産業集積が促進されたものと考えられる。

| 年度 | 産業集積促進税制 (土地、家屋合計) | | 府内投資促進補助金 | |
|-----|-----------------------|-------------|-----------|--------------|
| | 件数 | 軽減額 | 件数 | 補助額 |
| H27 | 21 件 | 1億 9,268 万円 | 8 件 | 1億 7,972 万円 |
| H28 | 11 件 | 501 万円 | 8 件 | 1億 8,163 万円 |
| H29 | 24 件 | 1億 177 万円 | 6 件 | 1億 3,898 万円 |
| H30 | 25 件 | 6,399 万円 | 12 件 | 3億 2,969 万円 |
| R 1 | 18 件 | 4,414 万円 | 14 件 | 3億 2,525 万円 |
| R 2 | 12 件 | 5,163 万円 | 11 件 | 3億 3,000 万円 |
| R 3 | 11 件 | 4,448 万円 | 8 件 | 2億 4,000 万円 |
| R 4 | 29 件 | 9,863 万円 | 7 件 | 1億 9,560 万円 |
| R 5 | 22 件 | 7,140 万円 | 3 件 | 9,000 万円 |
| R 6 | 2 件 | 1,372 万円 | 2 件 | 6,000 万円 |
| 計 | 175 件 | 6億 8,745 万円 | 79 件 | 20億 7,087 万円 |

5. 産業集積促進地域の要件

(1) 市町村優遇措置と産業集積促進地域の関係性

府 17 市町は産業集積地域と市町村優遇制度の対象地域が一致していないため、市町村が独自に講じている企業立地の優遇措置でしか投資を支援できていない。

| | | |
|------------------|----------------------|--------------------|
| 優遇制度を有する 28市町 | 産業集積促進地域を有する 18市町 | 地域が一致している 1市 |
| | | 地域が一致していない 17市町 |
| | 産業集積促進地域がない 10市町 | |
| 優遇制度がない 15市町村 | | |

(出典) 大阪府商工労働部調べ

(2) 府内工業系用途地域における産業集積促進地域の指定状況

府全体の府内工業系用途地域における産業集積地域の指定割合は、工業専用地域及び工業地域の約 50%に対し、準工業地域は約 1 %に留まっている。

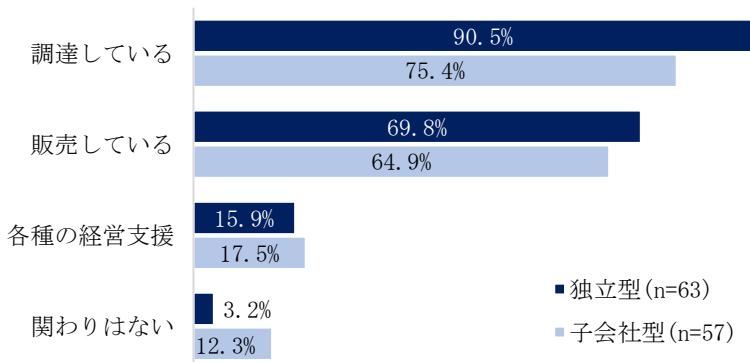
| | 産業集積促進地域 指定件数・面積 | | 府内用途地域面積 (ha)② | 産業集積促進地域 指定割合 (①/②) |
|----------------|---------------------|---------|-------------------|---------------------------|
| | 件数 | 面積(ha)① | | |
| 工業専用地域 | 12 | 2600.7 | 5,143.1 | 50.6% |
| 工業地域 | 61 | 1607.6 | 3,289.0 | 48.9% |
| 準工業地域 | 8 | 189.8 | 17,275.5 | 1.1% |
| 工業専用・ 準工業地域 | 1 | 12 | — | — |
| 工業・準工業地域 | 4 | 100.2 | — | — |
| 合計 | 86 | 4510.3 | 25,707.6 | 17.5% |

(出典) 産業集積促進地域 指定件数・面積は、府の指定実績より集計 府内用途地域面積は、令和6年度大阪府統計年鑑より抜粋。

6. 中堅企業

(1) 府内中小企業との関係性

府内の親会社を有しない中堅企業において、9割が部素材等を府内中小企業から調達している。

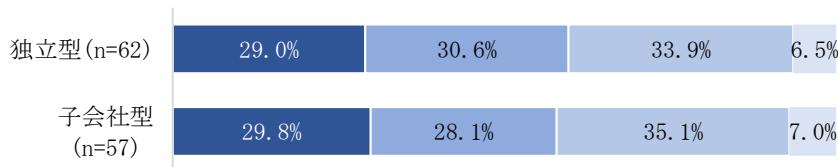


※各種の経営支援には、人材育成・確保や技術、資金、事業承継に関する支援が含まれる。

※独立型は、親会社がない中堅企業を指す。

(2) 中堅企業の売上規模

府内の親会社を有しない中堅企業において、全体の7割以上が売上高100億円を超えていている。

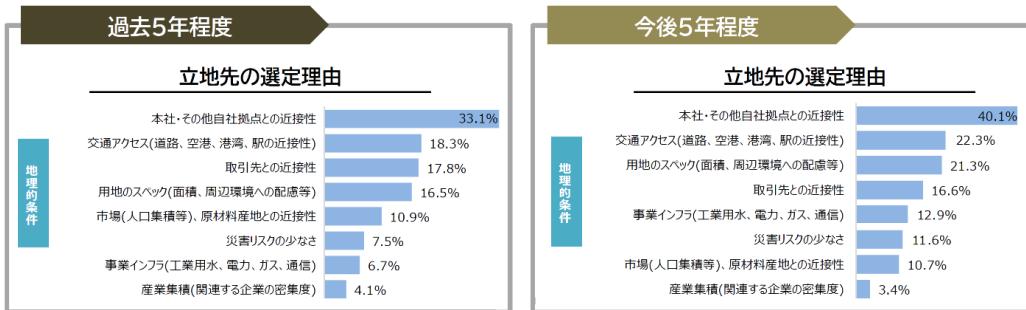


■100億円以下 ■100億円超～300億円 ■300億円超～1000億円 ■1000億円超

(出典) 大阪産業経済リサーチセンター「中堅企業の経営状況に関する実態調査」

(3) 中堅・中小企業の投資先（地域）選定理由

立地先の選定理由について、「取引先の近接性」が重視されている。



(出典) 日本商工会議所「地域経済を牽引する中堅・中小企業における投資動向調査結果